

会社法第 803 条第 1 項に基づく事前備置書類
(株式移転に関する事前備置書類)

株式会社リョーサン

2023年12月4日

株式移転に係る事前備置書類

東京都千代田区東神田二丁目3番5号

株式会社リョーサン

代表取締役 稲葉 和彦

株式会社リョーサン（以下「当社」といいます。）及び菱洋エレクトロ株式会社（以下「菱洋エレクトロ」といい、当社と菱洋エレクトロを総称して「両社」といいます。）は、両社の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に合意し、2024年4月1日をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるリョーサン菱洋ホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

1. 株式移転計画書

別添1「株式移転計画書（写）」をご参照ください。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

	当社	菱洋エレクトロ
株式移転比率	1.32	1

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.32株、菱洋エレクトロの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は、その算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議のうへで変更することがあります。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により1単元（100株）未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てを受けた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と合わせて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(注3) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 59,800,000株

当社の発行済株式総数25,000,000株（2023年9月末時点）、菱洋エレクトロの発行済株式総数26,800,000株（2023年7月末時点）、に基づいて算出しております。

②本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由

当社は、上記2.（1）①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率の決定にあたって公正性を期すため、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。）を、菱洋エレクトロは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてそれぞれ選定し、2023年10月13日付で、株式移転比率に関する算定書を取得しました。

両社は、当該ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関による助言及び算定結果並びに下記3.（1）④イ及びエ「独立した法律事務所からの助言」に記載の両社それぞれの法務アドバイザーからの法的助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し、株価の動向等の要因をそれぞれ総合的に勘案したうえで、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記2.（1）①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、2023年10月16日に開催された両社の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

③算定に関する事項

ア. 算定機関の名称及び当事会社との関係

当社の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券及び菱洋エレクトロの第三者算定機関である大和証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ. 算定の概要

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社及び菱洋エレクトロについて、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2023年10月13日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日までの1か月間、3か月間及び6か月間の各取引日における終値の単純平均値を採用しております。

DCF分析における価値算定の際には、両社が算定目的で使用することを了承した、当社及び菱洋エレクトロの経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、当社及び菱洋エレクトロに対するデュー・ディリジェンスの結果、そ

の他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、菱洋エレクトロの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1.27～1.40
類似企業比較分析	0.80～1.88
D C F 分析	1.20～2.23

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及びその基礎となる株式移転比率の分析は、当社の取締役会の参考に資するためだけに同取締役会に宛てたものです。当該分析は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券又はその関係会社による財務上の意見又は推奨を構成するものではなく、当社又は菱洋エレクトロの株主に対して、本株式移転への賛同並びに株式の譲渡及び譲受、議決権の行使等の株主権行使、本株式移転に対する同意・その他の関連する事項について意見を述べたり、また、推奨を行うものでもありません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の分析・算定に際し、既に公開されている情報又は当社若しくは菱洋エレクトロによって提供等され入手した情報が正確かつ完全なものであることを前提としてこれに依拠しており、当該情報の正確性及び完全性につき独自の検証を行っておりません。また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、財務予測につき、当社及び菱洋エレクトロの将来の財務状況に関する現時点で入手可能な最善の予測及び判断を反映するものとして、当社及び菱洋エレクトロの経営陣によって合理的に用意・作成されたものであることを前提としております。三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、当社、菱洋エレクトロ及びそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、また評価・査定の提供を一切受けておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析は、株式移転比率算定書の算定基準日現在における経済、金融、市場、その他の状況を前提としており、かつ、同日現在において三菱UFJモルガン・スタンレー証券が入手している情報に基づくものです。同日以降に発生する事象が三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び株式移転比率算定書の作成に用いられた前提に影響を及ぼす可能性はありますが、三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率算定書及び分析を更新、改訂又は再確認する義務を負うものではありません。加えて、株式移転比率算定書の作成及びその基となる分析は、複雑な過程を経ており、必ずしも部分的な分析や要約した記載に適したものではありません。本書で記載されている特定の分析に基づく評価レンジを、当社又は菱洋エレクトロの実際の価値に関する三菱UFJモルガン・スタンレー証券による評価であると捉えることはできません。

他方、大和証券は、両社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用し、算定を行いました。

市場株価法においては、2023年10月13日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去1か月間、過去3か月間及び過去6か月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF法においては、両社が作成した財務予測に基づく将来のキャッシュ・フ

ロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の際に前提とした両社の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。

上記各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定結果は、菱洋エレクトロの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、当社の普通株式1株に対して割当てる共同持株会社の普通株式数の算定結果を記載したものです。

評価手法	株式移転比率の算定結果
市場株価法	1.27～1.40
D C F 法	0.99～1.43

④公正性を担保するための措置

当社は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ア. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

当社は、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記2. (1) ②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」及び③「算定に関する事項」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として三菱UFJモルガン・スタンレー証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券の分析及び助言を参考として菱洋エレクトロと交渉・協議を行い、上記2. (1) ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2023年10月16日開催の取締役会において決議いたしました。

イ. 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業から、当社の本株式移転の手続き及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業は、両社の関連当事者には該当せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

他方、菱洋エレクトロは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

ウ. 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書の取得

菱洋エレクトロは、本株式移転の公正性・妥当性を担保するため、上記2. (1) ②「本株式移転に係る割当ての内容の根拠及び理由」及び③「算定に関する事項」に記載のとおり、独立した第三者算定機関として大和証券を選定し、本株式移転における株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。また、菱洋エレクトロは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券の分析及び助言を参考として当社と交渉・協議を行い、上記2. (1) ①「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを2023年10月16日開催の取締役会において決議いたしました。

エ. 独立した法律事務所からの助言

菱洋エレクトロは、取締役会における意思決定の公正性・適正性を担保するため、両社から独立した法務アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、菱洋エレクトロの本株式移転の手続き及び意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。なお、TMI総合法律事務所は、両社の関連当事者には該当

せず、本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

⑤共同持株会社の上場申請等に関する事項

両社は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）申請を行う予定です。上場日は共同持株会社の設立登記日である2024年4月1日を予定しております。また、両社は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年3月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

⑥利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたっては、当社と菱洋エレクトロとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(2) 共同持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

当社及び菱洋エレクトロは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金等の額を以下のとおり決定いたしました。

① 資本金の額	150億円
② 資本準備金の額	50億円
③ 利益準備金の額	0円
④ 資本剰余金の額	株主資本変動額（会社計算規則第52条第1項に定義される）から①、②に掲げる額を減じて得た額

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社と菱洋エレクトロが協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

菱洋エレクトロが発行している第3回新株予約権については、当該新株予約権1個に対し、共同持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割当てます。

上記につきましては、本株式移転後も、菱洋エレクトロが発行している第3回新株予約権の新株予約権者に従前と可及的に同等の権利を維持していただくために、菱洋エレクトロが発行している新株予約権の内容と、共同持株会社の第1回新株予約権の内容とが実質的に同等となるように定められたものであり、相当であると判断しております。

また、両社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

4. 菱洋エレクトロに関する事項

(1) 最終事業年度（2023年1月期）に係る計算書類等の内容
別添2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式移転が効力を生じる日以降における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はありません。

【別添1】

株式移転計画書（写）

株式移転計画書（写）

菱洋エレクトロ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社リョーサン（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本株式移転計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

（1）目的

本持株会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

（2）商号

本持株会社の商号は、「リョーサン菱洋ホールディングス株式会社」とし、英文では「Ryoyo Ryosan Holdings, Inc.」と表示する。

（3）本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は東京都千代田区とし、本店の所在場所は東京都千代田区東神田二丁目3番5号とする。

（4）発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

設立時取締役	中村	守孝
設立時取締役	稲葉	和彦
設立時取締役	遠藤	俊哉
設立時取締役	大橋	充幸
設立時取締役	高橋	則彦
設立時取締役	高田	信哉（社外取締役）
設立時取締役	川辺	春義（社外取締役）
設立時取締役	白石	真澄（社外取締役）

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

設立時監査等委員 脇 清
設立時監査等委員 小川 真人（社外取締役）
設立時監査等委員 大井 素美（社外取締役）
設立時監査等委員 福田 佐知子（社外取締役）

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本持株会社が甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式数の合計に1を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式数の合計に1.32を乗じた数を合計した数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社の普通株式を、基準時における甲及び乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合をもって割り当てる。

(1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1株

(2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式1.32株

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の第3回新株予約権（その内容は別紙2「菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「菱洋エレクトロ第3回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、その所有する菱洋エレクトロ第3回新株予約権に代わり、基準時における菱洋エレクトロ第3回新株予約権の総数と同数の本持株会社の第1回新株予約権（その内容は別紙3「本持株会社第1回新株予約権の内容」記載のとおり。以下「本持株会社第1回新株予約権」という。）を交付する。

2. 本持株会社は、前項の規定により交付される本持株会社第1回新株予約権を、基準時における菱洋エレクトロ第3回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する菱洋エレクトロ第3回新株予約権1個につき本持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

第6条（本持株会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

本持株会社成立日における本持株会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
150 億円
- (2) 資本準備金の額
50 億円
- (3) 利益準備金の額
0 円
- (4) 資本剰余金の額

会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得られる額

第 7 条 (本持株会社成立日)

本持株会社の設立の登記をすべき日 (以下「本持株会社成立日」という。)は、2024 年 4 月 1 日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本持株会社成立日を変更することができるものとする

第 8 条 (株式移転計画承認株主総会)

甲及び乙は、それぞれ以下に定める日を開催日として臨時株主総会を開催し、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、当該承認を求めるための株主総会の開催日を変更することができるものとする。

甲 : 2023 年 12 月 19 日

乙 : 2023 年 12 月 19 日

第 9 条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 甲及び乙は、本持株会社の発行する普通株式が本持株会社成立日に株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されるよう、必要となる手續を相互に協議の上協力して行うものとする。
2. 本持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第 10 条 (剰余金の配当)

1. 甲は、2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 100 円を限度として、剰余金の配当を行うことができるものとする。
2. 乙は、(i)2023 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 60 円を限度として、(ii)2024 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1 株当たり 90 円を限度として、それぞれ剰余金の配当を行うことができるものとする。

3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本持株会社成立日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行わないものとする。

第 11 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間、本株式移転計画において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本株式移転計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第 12 条（本株式移転計画の効力）

本株式移転計画は、第 8 条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本株式移転計画及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転を行うにあたり必要な関係当局の承認等が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第 13 条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本株式移転計画作成後本持株会社成立日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本株式移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙は協議・合意の上、本株式移転の条件その他本株式移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第 14 条（協議事項）

本株式移転計画に定める事項のほか、本株式移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本株式移転計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議・合意の上定める。

（以下余白）

本株式移転計画作成の証として、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2023年10月16日

甲：東京都中央区築地一丁目12番22号
菱洋エレクトロ株式会社
代表取締役社長執行役員 中村 守孝 印

乙：東京都千代田区東神田二丁目3番5号
株式会社リョーサン
代表取締役社長執行役員 稲葉 和彦 印

[別紙1]

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社と称し、英文では Ryoyo Ryosan Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること及び次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 半導体素子、集積回路、マイクロコンピュータその他の電子部品、電子応用機器、電気機械器具その他の機械器具、医療機器類並びにそれらに関連する材料及び部品の販売、賃貸、リース、製造、加工及びそれらの仲介
- (2) ソフトウェア及び情報システムの販売、賃貸、製作、構築及びそれらの仲介
- (3) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (4) 電気通信工事業
- (5) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (6) 貨物利用運送事業
- (7) 倉庫業及び倉庫管理業務
- (8) 古物営業法に基づく古物商
- (9) 損害保険代理業及び保険仲立業
- (10) 第1号から第5号に関連する機器の設置工事及び保守
- (11) 第1号から第5号に関連する企画、調査、研究、開発及び設計
- (12) 第1号から第5号に関連する特許権、商標権、意匠権、著作権及びノウハウその他の知的財産権の取得、管理、利用許諾及び譲渡
- (13) 第1号及び第2号に関連する輸出入業務
- (14) 前各号に関連するコンサルタント業務
- (15) 前各号に関連する人材派遣業
- (16) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
- (17) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、必要のある場合には取締役会の決議によってあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する諸手続並びに手数料等は法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程によるものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がその議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役、取締役会及び執行役員

(員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。

2 前項の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(執行役員)

第24条 取締役会はその決議により執行役員を置くことができる。執行役員に関する事項は取締役会の定める執行役員規程によるものとする。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程によるものとする。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には短縮することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程によるものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 当社は前2項のほか、取締役会の決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間等)

第34条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 配当金には利息は付けないものとする。

第7章 附 則

(最初の取締役の報酬等)

第35条 第28条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等

報酬等（「(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権」を除く。）の総額は、年額900百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。また、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とする。

(2) 監査等委員である取締役に対する報酬等

報酬等の総額は、年額200百万円以内とする。

(3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア 「(1) 監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬等」の報酬枠とは別枠で、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下、報酬の

対象となる取締役を「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内とする。

イ 対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当会社に給付し、当会社の普通株式について発行又は処分を受ける。対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は年間20万株以内とする(ただし、当会社の普通株式の株式分割(当会社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当会社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。)

ウ 当会社の普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で当会社取締役会において決定する。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。)

(ア) 対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当会社の取締役その他当会社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(イ) 対象取締役が、当会社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(ア)の地位を喪失した場合には、当会社は、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(ウ) 上記(ア)の定めにかかわらず、当会社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(ア)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(イ)に定める当会社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(ア)に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後の時点をもって、当該対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(エ) 当会社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(ウ)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会)で承認された場合であって、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式(譲渡制限付株式となるものに限る。)を交付するときは、この限りでない。

(オ) 上記(ア)の定めにかかわらず、当会社は、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画

その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社の株主総会による承認を要さない場合においては、当会社の取締役会）で承認された場合には、当会社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。その場合、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当会社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

（カ）本割当契約に関するその他の事項は、当会社の取締役会において定める。

（譲渡制限の承継）

第36条 当会社は、菱洋エレクトロ株式会社の2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2024年4月1日をもって、菱洋エレクトロ株式会社の契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

（附則の削除）

第37条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

[別紙2] 菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称 菱洋エレクトロ株式会社第3回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、新株予約権の募集に係る議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式123,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月1日から2059年1月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(9)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（４）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（６）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記（５）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（７）に準じて決定する。

（１０）新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１１）新株予約権を割り当てる日

２０１９年１月３１日

（１２）新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを（１３）に定める新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第２８１条第１項の規定に従い、現金にて（１４）に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

（１３）新株予約権の行使請求受付場所

当社 総務部（又はその時々における当該業務担当部署）

（14）新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

（又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店）

（15）新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

（16）本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となる場合は、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

（17）発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

（18）その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役会長に一任する。

[別紙3] 本持株会社第1回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社第1回新株予約権

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお新株予約権を割り当てる日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2024年4月1日から2059年1月31日までとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合は翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、(9)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（2）に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

上記(5)に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記(7)に準じて決定する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権を割り当てる日

2024年4月1日

(12) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、これを当社の指定する新株予約権の行使請求受付場所に提出するものとする。

② 前①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(13) 新株予約権の行使後の取扱い

当社は、行使手続終了後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

(14) 本要項の規定の読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定の読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(15) 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

(16) その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定、並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、当社代表取締役に一任する。

【別添2】

2023年1月期にかかる菱洋エレクトロ株式会社に関する事項

1

企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年2月1日～2023年1月31日）における国内経済は、社会経済活動の正常化に向けた動きが進むものの、地政学リスクの高まりに伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰、各国における金融政策の引き締めや円安進行による物価上昇なども加わり、景気回復は力強さを欠くと共に、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

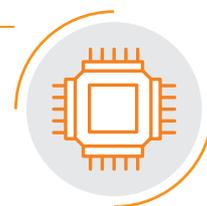
当社グループが属するエレクトロニクス業界におきましては、半導体をはじめとする部材供給不足によるサプライチェーンの混乱が生じたものの、一部の分野・製品におきましては需給バランスの改善が見られており、落ち着きを取り戻しつつあります。一方、ICT分野におきましては、自動化や省人化などを目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）やビジネスモデルの変革に向けた企業のIT関連投資は依然として底堅く、堅調な推移となりました。

このような状況の下、当社グループは、3ヶ年計画の初年度として『お客様の課題やお困りごとを他社よりも早く、優れたやり方で解決させていただく企業』の実現を目指すべく、「お客様接点の拡充と深掘」、「独自性の追求」、「生産性の向上」を戦略の骨子に掲げ、各種施策を展開する中、「半導体/デバイス」及び「ICT/ソリューション」のいずれのビジネスも前期から伸長することとなりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1,299億12百万円（前期比15.9%増）、営業利益は46億93百万円（前期比107.9%増）、経常利益は44億77百万円（前期比86.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は30億56百万円（前期比63.1%増）となり、いずれも前期実績を大きく上回りました。

売上高	前期比	経常利益	前期比
129,912百万円	15.9%増 	4,477百万円	86.5%増 
営業利益	前期比	親会社株主に帰属する 当期純利益	前期比
4,693百万円	107.9%増 	3,056百万円	63.1%増 

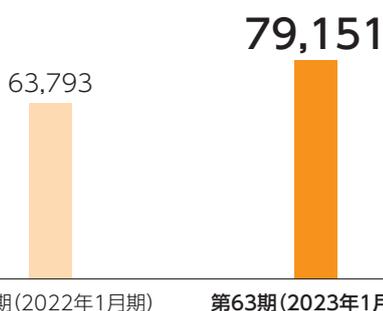
半導体／デバイス事業



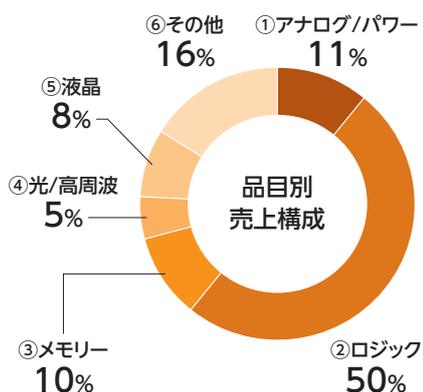
トップブランドからユニークなデバイスまで
豊富なラインナップと的確な提案力でものづくりを支援

売上高

(単位：百万円)



売上高は791億51百万円で、前期より153億57百万円（24.1%）増加しました。
これは、主に産業分野やO/A機器向けを中心に幅広い分野で堅調に推移したためです。



主要仕入先	①	②	③	④	⑤	⑥
三菱電機	●			●	●	●
インテル		●				
マクロニクス			●			
リアルテック		●				
ユニコーン					●	
ゼンテル			●			
ロチェスター	●	●	●	●		

強み

01



世界をリードするベンダーとの
密接な連携による
最新情報を活かした提案力

強み

02



個々の製品を販売するだけでなく、
複数製品の組み合わせや
独自ソリューションの開発により、
お客様や市場のニーズに
最適なお提案が可能

強み

03



国内外の最先端/
高付加価値商材を
積極的に開拓・提供

ICT／ソリューション事業



お客様が直面する課題やニーズをキャッチし
各種領域のスペシャリストが解決までのプロセスを支援

売上高

(単位：百万円)

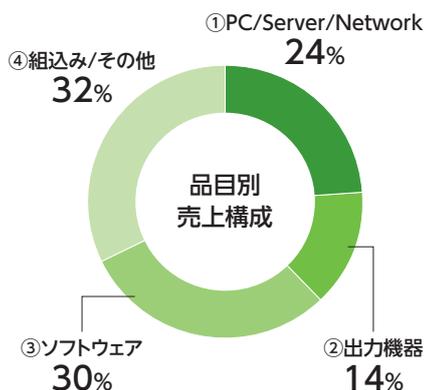
48,305

50,760

第62期(2022年1月期)

第63期(2023年1月期)

売上高は507億60百万円で、前期より24億55百万円(5.1%)増加しました。これは、主にオンライン資格確認の制度導入に伴い、パソコンやネットワーク機器などの販売及びこれに付随するサービス関連の売上が増加したためです。



主要仕入先	①	②	③	④
三菱電機		●		
マイクロソフト			●	
HPI	●	●		
HPE	●		●	
NVIDIA				●
フィリップス		●		
セイコーエプソン	●	●		

強み

01



業界に精通した各種領域のスペシャリストが、エッジからクラウドまで幅広い製品と技術をカバー

強み

02



お客様の課題に応じて世界有数の製品・サービスを組み合わせで最適解を提案

強み

03



確かな経験とノウハウを活かしてお客様のITライフサイクル(企画・構築・運用)を支援

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「半導体/デバイス」と「ICT/ソリューション」を事業領域に有するエレクトロニクス商社として、国内外の電子機器メーカー、電子機器ユーザーに対して商品の販売及びこれに付随するサービスを提供しており、『お客様の課題やお困りごとを他社よりも早く、優れたやり方で解決させていただく企業』をビジョンとして掲げ、企業価値の向上を目指しております。

しかし、エレクトロニクス商社を取り巻く環境は、社会全体でのIoT化やDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速する中、ここに技術革新として、新たなテクノロジーの活用が急速に進むことで大きな環境変化を迎えると共に、エレクトロニクス商社に求められる機能や役割にも変化が生じております。加えて、半導体をはじめとする電子部品メーカーやIT機器メーカーの合従連衡などに伴う商社間の競争が激しさを増す一方、新型コロナウイルス感染症の影響や半導体をはじめとする部材供給不足問題、地政学リスクや金融市場の動向といった外的要因が事業環境や業績に及ぼす影響は非常に大きく、低い収益性の利益構造であるにも拘わらず、外部環境の変化に左右されやすい状況にあります。

このような状況の下、当社グループでは2022年2月から開始した3ヶ年計画において「お客様接点の拡充と深掘」、「独自性の追求」及び「生産性の向上」の3点を戦略骨子として位置づけております。電子機器におけるサプライチェーンの上流から下流に幅広く接点を持つ事業の特徴を生かし、エンドユーザーから得られた市場ニーズを強みとして上流にあたる電子機器メーカーとの接点を拡充し、製品・技術・サービスを組み合わせる独自性のあるソリューションを提供し、サプライチェーン全体で「ビジネス（情報/価値）の循環」をつくるキープレーヤーとなることで、環境変化に強い事業基盤を形成してまいります。

また、現行の3ヶ年計画において、独自の付加価値の形成に繋がる要素技術の獲得や機能補完を目的とした投資・M&A、強固な経営基盤の確立や更なる成長機会の獲得を視野に入れたアライアンスについても検討してまいりました。

2023年2月7日に開示いたしました「株式会社リョーサン株式取得に関するお知らせ」に記載のとおり、同社との事業上のシナジーの追求や今後の幅広いアライアンスのあり方について検討・協議を加速させ、お客様のみならず市場全体が抱える課題やお困りごとの解決に貢献する新たなエレクトロニクス商社像の実現を目指してまいります。

(3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当社は、前連結会計年度において第4回新株予約権を発行し、当連結会計年度中に6億36百万円の資金調達を行っております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

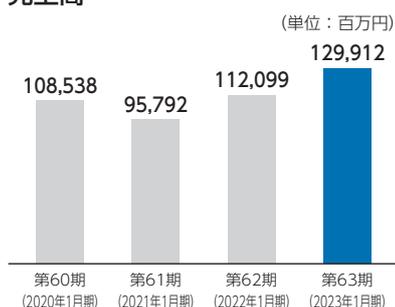
該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

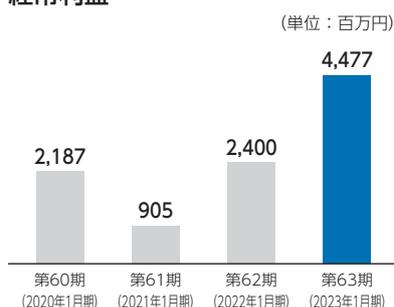
該当事項はありません。

(9) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

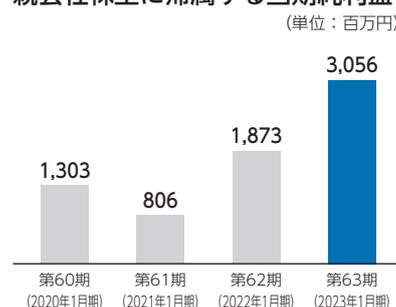
売上高



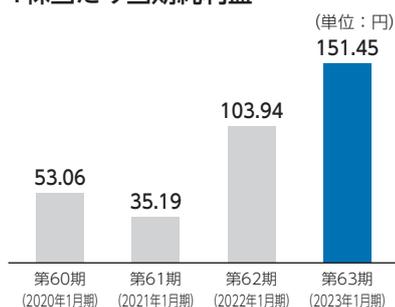
経常利益



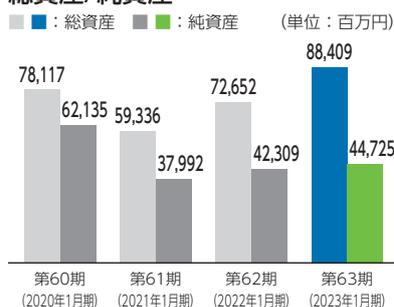
親会社株主に帰属する当期純利益



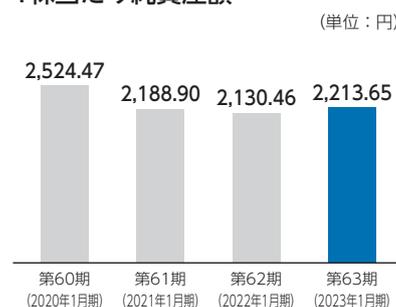
1株当たり当期純利益



総資産/純資産



1株当たり純資産額



	第60期 (2020年1月期)	第61期 (2021年1月期)	第62期 (2022年1月期)	第63期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
売上高 (百万円)	108,538	95,792	112,099	129,912
経常利益 (百万円)	2,187	905	2,400	4,477
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,303	806	1,873	3,056
1株当たり当期純利益 (円)	53円6銭	35円19銭	103円94銭	151円45銭
総資産 (百万円)	78,117	59,336	72,652	88,409
純資産 (百万円)	62,135	37,992	42,309	44,725
1株当たり純資産額 (円)	2,524円47銭	2,188円90銭	2,130円46銭	2,213円65銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

当社グループでは、「半導体/デバイス」「ICT/ソリューション」の販売、及びこれらの付随するサービスの提供を主たる事業としております。それぞれの事業における主な取扱商品は次のとおりです。

事業	主要取扱商品	
半導体/デバイス	(半導体)	マイクロプロセッサ、マイコン、システムL S I、パワーデバイス、メモリー、L E D素子、レーザーダイオード、各種センサー等
	(デバイス)	液晶パネル、液晶モジュール、密着イメージセンサー等
ICT/ソリューション	(ICT)	サーバー、ストレージ、ワークステーション、パソコン、タブレット、ソフトウェア、ディスプレイモニター、プリンター、プロッター、プロジェクター、ネットワークシステム、保守サービス等
	(ソリューション)	業種別オリジナルソリューション等

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
リョーヨーセミコン株式会社	100百万円	100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション
株式会社スタイルズ	30百万円	100%	ICT/ソリューション
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	8,000千シンガポールドル	100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千香港ドル	100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション
菱洋電子（上海）有限公司	58,301千人民元	100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	140,000千インドルピー	※100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.	1,000千マレーシアリングット	※100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.	140,000千タイバーツ	※100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション
台湾菱洋電子股份有限公司	45,000千台湾ドル	100%	半導体/デバイス ICT/ソリューション

(注) 1. ※印は子会社による所有を含む比率を表示しております。

2. 当連結会計年度の期首より、前連結会計年度まで非連結子会社であった台湾菱洋電子股份有限公司は、重要性が増したため、連結子会社といたしました。

(12) 主要な事業所 (2023年1月31日現在)

菱洋エレクトロ株式会社 (当社)	本 社	東京都中央区築地一丁目12番22号
	支 店	仙台、松本、大宮、八王子、横浜、名古屋、大阪
	営業所	京都、福岡
リョーヨーセミコン株式会社 (子会社)	本 社	東京都中央区築地一丁目12番22号
株式会社スタイルズ (子会社)	本 社	東京都千代田区神田小川町一丁目2番地
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD. (子会社)	本 社	シンガポール共和国
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED (子会社)	本 社	中華人民共和国
菱洋電子 (上海) 有限公司 (子会社)	本 社	中華人民共和国
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD. (子会社)	本 社	インド
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD. (子会社)	本 社	マレーシア
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD. (子会社)	本 社	タイ王国
台湾菱洋電子股份有限公司 (子会社)	本 社	中華民国
RYOYO ELECTRO EUROPE GMBH (子会社)	本 社	ドイツ連邦共和国

(13) 使用人の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
714名	△1名

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
537名	+4名	44.6歳	16.0年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(14) 主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	8,263百万円
株式会社三井住友銀行	5,995百万円
株式会社みずほ銀行	5,558百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

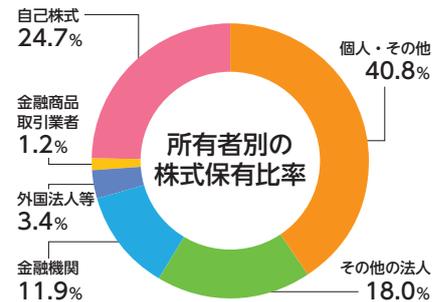
該当事項はありません。

2

会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 119,628,800株
- ② 発行済株式の総数 26,800,000株
- ③ 株主数 23,750名
- ④ 上位10名の株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
エス・エッチ・シー 有限会社	2,118	10.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,073	10.27
三菱電機株式会社	1,576	7.81
株式会社 シープ 商会	523	2.59
日本生命保険相互会社	409	2.03
菱洋エレクトロ社員持株会	309	1.53
島田 義久	211	1.05
大橋 洋一郎	206	1.02
ケンシステム株式会社	200	0.99
株式会社 マースグループホールディングス	200	0.99

(注) 1. 当社は、自己株式を6,608,536株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	21,700株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2 会社の現況 (3) 会社役員の状況③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	菱洋エレクトロ株式会社 第3回 新株予約権
新株予約権の総数	300個 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の割当ての対象者及びその人数	当社取締役 2名 (うち社外取締役 —)
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 30,000株
新株予約権の払込金額 (発行価額)	新株予約権1個当たり95,400円 (1株当たり954円) (注1)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(注2)
新株予約権を行使することができる期間	2019年2月1日から 2059年1月31日まで
新株予約権の行使の条件	(注3)

- (注) 1. 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額とが相殺される。
 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 3. ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
 ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
 ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年1月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	中村 守孝	
取締役 常務執行役員	脇 清	監査部管掌、CSR部管掌、特命担当
取締役 常務執行役員	佐野 修	技術戦略本部管掌、技術戦略本部長、 応用開発第一部長、応用開発第二部長
取締役 常務執行役員	阿黒 大輔	半導体・デバイス事業本部管掌、 半導体・デバイス事業本部長
社外取締役	高田 信哉	取締役会議長
社外取締役	白石 真澄	関西大学政策創造学部教授 新関西国際空港株式会社社外監査役 イーサポートリンク株式会社社外監査役 株式会社ミクニ社外取締役
社外取締役	大庭 雅志	ステート・ストリート信託銀行株式会社社外取締役
社外取締役	青木 美知子	株式会社コーチ・エイ取締役執行役員
常勤監査役	菅野 博之	
社外監査役	木村 良二	木村・黒江法律事務所弁護士
社外監査役	秋山 和美	SAMURAI証券株式会社社外取締役
社外監査役	大井 素美	大井公認会計士事務所公認会計士 日本ロジスティクスファンド投資法人監督役員

指名・報酬委員会：高田信哉、白石真澄、大庭雅志、青木美知子、中村守孝、脇 清

(注) 1. 取締役のうち、高田信哉氏、白石真澄氏、大庭雅志氏及び青木美知子氏は、社外取締役であります。

2. 監査役のうち、木村良二氏、秋山和美氏及び大井素美氏は、社外監査役であります。

3. 岡崎 靖氏及び安田誠樹氏は、2022年4月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。

4. 常勤監査役菅野博之氏、監査役秋山和美氏及び監査役大井素美氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・常勤監査役菅野博之氏は、当社の管理部門全般における長年の経験を有しております。

・監査役秋山和美氏は、財務省における長年の経験を有しております。

・監査役大井素美氏は、公認会計士の資格を有しております。

5. 監査役木村良二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当社は、取締役高田信哉氏、白石真澄氏、大庭雅志氏及び青木美知子氏、並びに監査役木村良二氏、秋山和美氏及び大井素美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員等としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされることによって会社役員等が被る経済的損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、背信行為や犯罪行為に起因する損害、意図的に違法行為を行った対象者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の被保険者は当社及び会社法に基づくその子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。

なお、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約は毎年3月1日に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で取締役会にて決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりとなります。

・基本方針

当社の取締役報酬は、当社経営理念を実現し当社経営方針に従って、業績の向上を果たすことのできる優秀な人材を確保し、当該人材の中長期的な当社の企業価値向上に対する役割を果たす意欲を引き出す対価として相応しい報酬体系とし、執行役員を兼務する取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（金銭）及び株式報酬（譲渡制限付株式）とし、執行役員を兼務しない取締役の報酬は、基本報酬のみとします。その上で、個別報酬は当該報酬体系に基づきそれぞれの職務内容、責任に応じたものとしております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、取締役の在任中に金銭により支払われる月例の固定報酬としております。基本報酬の金額は、執行役員を兼務する取締役については、毎年一定の時期に、役位ごとの報酬テーブルを基に、当社の前年の業績、当社への貢献度合い等を踏まえて定めるものとし、執行役員を兼務しない社外取締役については、毎年一定の時期に、当社の業績、他社の水準、社会情勢等を総合的に勘案し定めております。

- ・業績連動報酬（金銭）に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役に対し、対象事業年度の連結営業利益、事業本部毎の営業利益及び連結純利益の各指標を職責に応じて使い分け設定した目標値の達成度合いに応じて定める額を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、業績連動報酬（金銭）として支給しております。
- ・非金銭報酬等（株式報酬）の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役に対し、譲渡制限付株式（執行役員を兼務する取締役との間で締結した譲渡制限付株式割当契約に基づき割り当てた当社の普通株式であり、その交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、同契約に定める譲渡制限が付されたもの）を、その在任中、毎年一定の時期に付与しております。付与する株式の個数は、役位ごとの報酬テーブルを基に定めております。
- ・報酬テーブルに関する方針

報酬テーブルは、指名・報酬委員会において制定するものとし、外部専門機関の客観的な報酬調査データによる日本の株式市場に上場する企業群の報酬額を参考情報として、当社の業績、当社の企業規模、社会情勢等を総合的に勘案し、相対比較を行った上で、基本方針に基づき、適宜、見直しを図っております。
- ・基本報酬の額、業績連動報酬（金銭）の額及び株式報酬（譲渡制限付株式）の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

執行役員を兼務する取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、他社の動向等を踏まえて定めております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を70%、業績連動報酬（金銭）を10%、株式報酬（譲渡制限付株式）を20%としております。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定の方法に関する事項

全ての取締役報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。
- ・監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項

監査役（社外監査役を除く）の報酬は定額報酬とし、個々人の会社への貢献度、役割・責任の達成度を総合的に勘案し、監査役の協議の上、決定しております。

また、社外監査役の報酬は定額報酬とし、本人の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情などを総合的に勘案し、監査役の協議の上、決定しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (金銭)	非金銭報酬等 (株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	230 (38)	161 (38)	33 (-)	35 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	36 (21)	36 (21)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	266 (60)	197 (60)	33 (-)	35 (-)	14 (7)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。

- 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結営業利益、事業本部毎の営業利益及び連結純利益の各指標を職責に応じて使い分け設定した目標値の達成度合いに応じて算出されております。当該指標を選定した理由は、執行役員を兼務する取締役に對して利益重視経営を促すものであります。当事業年度における業績指標の実績は、「1 企業集団の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 事業の経過及び成果」に記載しております。
- 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は、「2 会社の現況 (3) 会社役員の状況③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 取締役及び監査役の報酬等イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。また、当事業年度における交付状況は、「2 会社の現況 (1) 株式の状況⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に對し交付した株式の状況」に記載しております。
- 取締役の報酬限度額は、2008年4月25日開催の第48回定時株主総会において年額280百万円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。第48回定時株主総会が終結した時点の取締役の員数は11名であります。
- 譲渡制限付株式報酬限度額は、2019年4月25日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。第59回定時株主総会が終結した時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）であります。
- 監査役の報酬限度額は、2017年4月27日開催の第57回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。第57回定時株主総会が終結した時点の監査役の員数は4名であります。
- 上記には、2022年4月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名を含んでおりません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役青木美知子氏は、株式会社コーチ・エィの取締役執行役員であります。当社は同社との間に教育関連の取引関係がありますが、当社と株式会社コーチ・エィとの間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

その他の各法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 高田 信哉	当事業年度に取締役会12回の全てに出席し、そのうち2022年4月26日以降に開催された10回については議長として出席いたしました。 経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
取締役 白石 真澄	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
取締役 大庭 雅志	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。 前職において、主に管理部門を歴任しながらCFOとして経営に携わった経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
取締役 青木 美知子	就任後に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。 前職において、商品企画部門に携わった経験及び、人材開発会社での人材育成における豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
監査役 木村 良二	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 秋山 和美	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。長年の財務省における勤務で培われた見識に基づき意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。
監査役 大井 素美	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な意見の表明がありました。

⑤ 責任限定契約の概要

当社と社外取締役高田信哉氏、白石真澄氏、大庭雅志氏及び青木美知子氏、並びに社外監査役木村良二氏、秋山和美氏及び大井素美氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額又は8百万円のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 清陽監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2022年4月26日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	32
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社において当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 上記報酬以外に前任監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、引継ぎ業務に係る報酬として1百万円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための基準として「リョーヨーグループ行動規範」を制定している。
その徹底を図るため、CSR部が当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括している。
- ・内部統制システムの整備が重要な経営課題であると認識し「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」を定め、適正な組織経営の確保を図っている。
- ・取締役は定期的開催される取締役会によって相互に業務執行状況を監視している。
- ・監査部は各部門の業務の妥当性と効率性を適時チェックするとともに、CSR部と連携してコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長執行役員及び取締役会並びに監査役に適切に直接報告される。
- ・法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段として「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」を設置している。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては毅然とした態度で臨み、警察や専門の弁護士とも緊密に連携をとり、一切の関係を遮断している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務に係る情報は「文書管理規程」に従い保存及び管理し、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ、品質、為替、財務報告等に係るリスクについては、各所管部門において、リスク管理責任者がリスク管理の適正な体制を整備する。万が一、リスクが顕在化した場合、各所管部門は、リスク管理責任者の指揮のもと、損害の発生を最小限に止めるために迅速かつ適切な対応を採る。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定（子会社に関する重要事項を含む。）に際し、十分な議論の上で的確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう取締役の人数を適正な規模とすることでその機能を高めている。
- ・経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、代表取締役社長執行役員と執行役員による機動的な業務執行を可能とする体制としている。
- ・取締役および執行役員の指名、報酬の客観性を高めるため、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、審議結果を取締役に答申している。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・「国内子会社管理規程」「海外子会社管理規程」を定め、子会社に対し財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図っている。
- ・金融商品取引法の定めに従い財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備し、その有効性を定期的に評価している。
- ・CSR部は当社グループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善等を指導する。
- ・監査部は当社グループ各社に対し定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・監査部は「業務分掌規程」に基づき、監査役が要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。また、その職務に関して独立性を確保するために取締役の指揮命令を受けない。

- ⑦ **当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事項、経営の重要事項、内部監査状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。
 - ・監査役へ報告を行った当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。
- ⑧ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。
- ⑨ **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役と代表取締役社長執行役員との間の定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて専門の弁護士、会計監査人から監査業務に関する助言を受ける。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

- ・取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

- ・監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明されています。
- ・取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役社長執行役員、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③ 業務の適正の確保に関する取り組み

- ・内部監査部門である監査部は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役社長執行役員及び取締役会並びに監査役へ監査結果の報告を行っております。
- ・法律上疑義のある行為について当社グループの使用人が直接情報提供を行う手段としての「リョーヨーグループ・コンプライアンスホットライン」の通報窓口、経営から独立した社外の通報窓口（社外の弁護士）を設置しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は安定した経営基盤の維持並びに今後の事業拡大に取り組む一方、財政状態や経営環境等を勘案しながら株主還元を行っており、「純資産配当率（DOE）：5%」を目安とした安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末の年2回を基本的な方針としており、これら剰余金の配当等の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会で決議できる旨を定款に定めておりますが、当期の期末配当につきましては、株主総会を決定機関としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	79,183	流 動 負 債	42,657
現金及び預金	19,031	支払手形及び買掛金	13,366
受取手形、売掛金及び契約資産	30,966	短期借入金	25,817
電子記録債権	3,886	未払法人税等	1,423
商品及び製品	23,623	未払消費税等	143
仕掛品	174	賞与引当金	857
その他	1,502	その他	1,048
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	1,026
固 定 資 産	9,225	繰延税金負債	603
有 形 固 定 資 産	226	退職給付に係る負債	316
工具、器具及び備品	73	その他	106
土地	5	負 債 合 計	43,683
建設仮勘定	7	(純 資 産 の 部)	
その他	139	株 主 資 本	41,940
無 形 固 定 資 産	832	資本金	13,672
のれん	471	資本剰余金	13,336
その他	361	利益剰余金	32,000
投 資 そ の 他 の 資 産	8,166	自己株式	△17,068
投資有価証券	5,406	その他の包括利益累計額	2,756
繰延税金資産	110	その他有価証券評価差額金	1,805
退職給付に係る資産	1,589	繰延ヘッジ損益	0
その他	1,642	為替換算調整勘定	1,124
貸倒引当金	△582	退職給付に係る調整累計額	△173
資 産 合 計	88,409	新 株 予 約 権	28
		純 資 産 合 計	44,725
		負 債 純 資 産 合 計	88,409

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結損益計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	129,912
売上原価	116,328
売上総利益	13,583
販売費及び一般管理費	8,889
営業利益	4,693
営業外収益	185
受取利息	43
受取配当金	113
投資事業組合運用益	6
その他	21
営業外費用	401
支払利息	185
為替差損	151
貸倒引当金繰入額	54
その他	9
経常利益	4,477
特別損失	105
投資有価証券評価損	105
税金等調整前当期純利益	4,372
法人税、住民税及び事業税	1,595
法人税等調整額	△279
当期純利益	3,056
親会社株主に帰属する当期純利益	3,056

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年2月1日残高	13,672	13,336	31,164	△17,978	40,194
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,200		△2,200
親会社株主に帰属する当期純利益			3,056		3,056
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		△0		0	0
新株予約権の行使		△210		848	638
譲渡制限付株式報酬		△13		62	48
連結範囲の変動			204		204
利益剰余金から資本剰余金への振替		224	△224		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	835	909	1,745
2023年1月31日残高	13,672	13,336	32,000	△17,068	41,940

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替調整	換算調整	退職給付に係る調整累計額		
2022年2月1日残高	1,794	△0		412	△122	30	42,309
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,200
親会社株主に帰属する当期純利益							3,056
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
新株予約権の行使							638
譲渡制限付株式報酬							48
連結範囲の変動							204
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	10	0		712	△51	△2	670
連結会計年度中の変動額合計	10	0		712	△51	△2	2,416
2023年1月31日残高	1,805	0		1,124	△173	28	44,725

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

リョーヨーセミコン株式会社
株式会社スタイルズ
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED
菱洋電子（上海）有限公司
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.
台湾菱洋電子股份有限公司

② 連結の範囲の変更

当連結会計年度の期首より、前連結会計年度まで非連結子会社であった台湾菱洋電子股份有限公司について、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

③ 非連結子会社の名称

RYOYO ELECTRO USA, INC.
RYOYO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.
RYOYO ELECTRO EUROPE GMBH

④ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.と株式会社スタイルズの決算日は3月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、12月末日現在で実施した仮決算に基づく決算書類を使用しております。

その他の在外連結子会社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の決算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

(ロ) 市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

(イ) 商品及び製品

(ロ) 仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

時価法によっております。

ハ. デリバティブ

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品

3年～15年

その他

3年～47年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、当社は確定給付型の年金制度の他、確定拠出型の年金制度を設けております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に半導体や電子部品の販売を国内外に展開する半導体/デバイス事業、ICTソリューションを展開するICT/ソリューション事業を主な事業としており、それぞれの事業において商品及び製品の販売、サービスの提供を行っております。

商品及び製品の販売については、仕入先から仕入れた商品及び製品を顧客へ引き渡すことを履行義務として識別しており、商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、設置等のサービスの提供については、顧客の要求する機能を提供することを履行義務として識別しており、原則として、サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、顧客への商品及び製品の販売又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価はそれぞれ41億40百万円減少し、税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「仕入割引」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

商品及び製品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
(1) 商品及び製品	23,623
(2) 仕入日から1年以上経過している商品及び製品	1,608
(3) (2)及び個別の販売可能性に基づく簿価切下げ額	413

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは顧客からの受注又は受注見込みに応じて発注しておりますが、半導体/デバイスやICT/ソリューション関連商品の需要は急激な技術革新や事業環境の変化の影響を受けるため、商品及び製品が滞留するリスクがあります。

商品及び製品について、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合は期末帳簿価額を当該正味売却価額まで切下げておりますが、仕入日から1年以上経過し、販売先からの注文書又は在庫引取に関するエビデンスがない商品及び製品（以下、「滞留在庫」という。）について、過去の販売実績や廃棄実績に基づき決定した方針により定期的に帳簿価額を切下げると共に、切下げを行っていない残高についても、個別の販売可能性に基づいて帳簿価額を切下げております。

販売可能性については、市場動向、顧客への直近の販売実績や受注動向、今後の生産計画や受注見込み等の需要予測を勘案し、見積っております。

当該見積りは不確実性を伴うため、将来の市場環境の変化によって顧客の需要数量が急激に下落した場合や滞留在庫が増えた場合、翌期の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額
861百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。
286百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,800	—	—	26,800

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,955	5	352	6,608

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬の返還及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。
 2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使、譲渡制限付株式報酬の支給及び単元未満株式の買増し請求による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2022年4月26日開催の第62回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,190百万円
- ・ 1株当たり配当金額 60円
- ・ 基準日 2022年1月31日
- ・ 効力発生日 2022年4月27日

ロ. 2022年8月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,009百万円
- ・ 1株当たり配当金額 50円
- ・ 基準日 2022年7月31日
- ・ 効力発生日 2022年10月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年4月26日開催予定の第63回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

- ・ 配当金の総額 1,211百万円
- ・ 1株当たり配当金額 60円
- ・ 基準日 2023年1月31日
- ・ 効力発生日 2023年4月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第3回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式数	30,000株
新株予約権の個数	300個
新株予約権の残高	28,620,000円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブは、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するための為替予約取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定の上、期日管理及び残高管理を行うと共に、定期的に信用状況を把握する体制とし、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握及び軽減を図っております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に外貨建営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に債券、投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役に報告しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払法人税等の支払期日は1年以内であります。また、外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されておりますが、主に外貨建営業債権とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

借入金の使途は主に運転資金であり、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

営業債務、未払法人税等については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループが保有する現預金で十分カバーできるものと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）1を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、「預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「未払法人税等」「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	4,947	4,947	—
(2) デリバティブ取引(*1)	347	347	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	305
投資事業有限責任組合への出資	152
合 計	458

上記市場価格のない株式等につきましては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
受取手形	259	—	—	—
電子記録債権	3,886	—	—	—
売掛金	30,706	—	—	—
合 計	34,852	—	—	—

(注) 3. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	25,817	—	—	—	—	—
合 計	25,817	—	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,374	—	—	4,374
デリバティブ取引				
通貨関連	—	372	—	372
資産計	4,374	372	—	4,746
デリバティブ取引				
通貨関連	—	24	—	24
負債計	—	24	—	24

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は573百万円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	日本	アジア	合計
品目別			
半導体/デバイス	34,445	44,705	79,151
ICT/ソリューション	50,498	262	50,760
顧客との契約から生じる収益	84,944	44,967	129,912
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	84,944	44,967	129,912

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、商品の販売において顧客の検取前に収益を認識している商品の販売に係る未請求債権であります。契約負債は、半導体/デバイス事業及びICT/ソリューション事業における顧客からの前受金であります。

当連結会計年度における当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」に、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。

	当連結会計年度 (百万円)	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	32,158	34,852
契約資産	—	—
契約負債	183	210

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
1年以内	49
1年超2年以内	34
2年超	46
合計	131

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,213円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	151円45銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	151円22銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式会社リョーサン株式の取得)

当社は、2023年2月7日開催の取締役会において、株式会社リョーサンの株式の一部を取得することについて決議し、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーとの間で株式譲渡契約を締結し、2023年2月9日に以下のとおり株式を取得いたしました。

取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 取得前の所有株式数	0株	(議決権の数 0個)	(議決権所有割合 -)
(2) 取得株式数	4,384,700株	(議決権の数 43,847個)	(議決権所有割合 18.71%)
(3) 取得価額	15,784百万円(※)		
(4) 取得後の所有株式数	4,384,700株	(議決権の数 43,847個)	(議決権所有割合 18.71%)

※取得価額については、独立した第三者算定機関による株式価値の算定結果を参考に決定しており、公正かつ妥当と判断しております。

(重要な資金の借入)

当社は、2023年2月7日開催の取締役会決議に基づき、株式会社リョーサン株式の取得資金の一部として以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

(1) 借入先	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行
(2) 借入金額	6,000百万円
(3) 借入実行日	2023年2月8日
(4) 返済期限	2024年4月30日
(5) 借入利率	TIBOR+1.0%
(6) 担保の有無	無担保・無保証

計算書類

貸借対照表 (2023年1月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	64,337
現金及び預金	15,219
受取手形	242
電子記録債権	3,886
売掛金	25,326
営業未収入金	120
商品及び製品	18,385
未収入金	364
その他	792
固 定 資 産	12,003
有 形 固 定 資 産	178
建物	47
機械及び装置	64
工具、器具及び備品	53
土地	5
建設仮勘定	7
無 形 固 定 資 産	389
ソフトウェア	326
ソフトウェア仮勘定	50
その他	12
投 資 そ の 他 の 資 産	11,435
投資有価証券	5,308
関係会社株式	3,464
長期貸付金	228
前払年金費用	1,667
差入保証金	458
その他	449
貸倒引当金	△141
資 産 合 計	76,341

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	35,808
買掛金	11,502
短期借入金	21,500
未払金	66
未払法人税等	1,267
未払消費税等	121
未払費用	487
預り金	72
賞与引当金	705
その他	84
固 定 負 債	803
繰延税金負債	732
その他	71
負 債 合 計	36,612
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	37,895
資本金	13,672
資本剰余金	13,336
資本準備金	13,336
利益剰余金	27,955
利益準備金	1,290
その他利益剰余金	26,665
繰越利益剰余金	26,665
自 己 株 式	△17,068
評価・換算差額等	1,805
その他有価証券評価差額金	1,805
繰延ヘッジ損益	0
新株予約権	28
純 資 産 合 計	39,729
負 債 純 資 産 合 計	76,341

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

損益計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	94,297
売 上 原 価	82,910
売 上 総 利 益	11,387
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,889
営 業 利 益	3,498
営 業 外 収 益	143
受 取 利 息	9
受 取 配 当 金	113
投 資 事 業 組 合 運 用 益	6
そ の 他	13
営 業 外 費 用	377
支 払 利 息	60
為 替 差 損	256
新 株 予 約 権 発 行 費	1
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	50
そ の 他	7
経 常 利 益	3,264
特 別 損 失	105
投 資 有 価 証 券 評 価 損	105
税 引 前 当 期 純 利 益	3,159
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,276
法 人 税 等 調 整 額	△185
当 期 純 利 益	2,068

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他の資本剰余金	利益準備金	その他の利益剰余金		
2022年2月1日残高	13,672	13,336	-	1,290	27,021	△17,978	37,341
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△2,200		△2,200
当期純利益					2,068		2,068
自己株式の取得						△1	△1
自己株式の処分			△0			0	0
新株予約権の行使			△210			848	638
譲渡制限付株式報酬			△13			62	48
利益剰余金から資本剰余金への振替			224		△224		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△356	909	553
2023年1月31日残高	13,672	13,336	-	1,290	26,665	△17,068	37,895

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額	繰延ヘッジ損益		
2022年2月1日残高	1,794	△0	30	39,166
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,200
当期純利益				2,068
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
新株予約権の行使				638
譲渡制限付株式報酬				48
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	10	0	△2	9
事業年度中の変動額合計	10	0	△2	562
2023年1月31日残高	1,805	0	28	39,729

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

イ. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～47年
機械及び装置	3年～10年
工具、器具及び備品	4年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に半導体や電子部品の販売を国内外に展開する半導体/デバイス事業、ICTソリューションを展開するICT/ソリューション事業を主な事業としており、それぞれの事業において商品及び製品の販売、サービスの提供を行っております。

商品及び製品の販売については、仕入先から仕入れた商品及び製品を顧客へ引き渡すことを履行義務として識別しており、商品及び製品を引き渡した時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、設置等のサービスの提供については、顧客の要求する機能を提供することを履行義務として識別しており、原則として、サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、顧客への商品及び製品の販売又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引は、「社内外貨管理規程」に基づき、原則としてその取引成約時（予定取引を含む）に成約高の範囲内で為替予約等のデリバティブを利用することにより、将来の為替リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計の両者を比較して評価しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ41億40百万円減少し、税引前当期純利益に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「有価証券利息」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「仕入割引」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

商品及び製品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
(1) 商品及び製品	18,385
(2) 仕入日から1年以上経過している商品及び製品	1,461
(3) (2)及び個別の販売可能性に基づく簿価切下げ額	386

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、「【連結注記表】4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

614百万円

(2) 保証債務

① 次の子会社について、取引先からの仕入債務に対する保証を行っております。

保証先	金額
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	893百万円

② 次の子会社について、金融機関からの借入に対する保証を行っております。

保証先	金額
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	3,528百万円
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	17百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,019百万円
長期金銭債権	222百万円
短期金銭債務	1,490百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	10,964百万円
仕入高	10,497百万円
販売費及び一般管理費	13百万円
営業取引以外の取引高	4百万円

- (2) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。
269百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,955	5	352	6,608

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、譲渡制限付株式報酬の返還及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の数の減少は、新株予約権の権利行使、譲渡制限付株式報酬の支給及び単元未満株式の買増し請求による減少分であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	231百万円
賞与引当金	216百万円
関係会社株式	141百万円
商品及び製品	130百万円
未払事業税	81百万円
投資有価証券	78百万円
貸倒引当金	43百万円
未払費用	36百万円
株式報酬費用	36百万円
無形固定資産	29百万円
長期未払金	18百万円
その他	18百万円
繰延税金資産小計	1,061百万円
評価性引当額	△273百万円
繰延税金資産合計	788百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△787百万円
前払年金費用	△504百万円
退職給付信託設定益	△228百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△1,520百万円
繰延税金資産（△は負債）の純額	△732百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.25%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.24%
住民税等均等割額	0.51%
評価性引当額	1.07%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.52%

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千 香港ドル	半導体/デバイス I C T / ソリユ ーション	所有直接 100%	1名	当社が販 売する商 品の一部 を相互に 供給	商品の販売	7,248	売掛金	2,805
							商品の仕入	2,375	買掛金	1,004
							金融機関から の借入に 対する債務 保証 (注3)	3,528	-	-
							取引先の仕 入債務に 対する債務 保証 (注4)	893	-	-
子会社	菱洋電子 (上海) 有限公司	58,301千 人民元	半導体/デバイス I C T / ソリユ ーション	所有直接 100%	1名	当社が販 売する商 品の一部 を相互に 供給	商品の販売	2,074	売掛金	841

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 販売価格については、市場実勢を勘案して子会社と協議のうえ決定しております。
3. 金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。
4. 取引先の仕入債務に対して債務保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「【連結注記表】9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,966円22銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 102円51銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 102円36銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記については、「【連結注記表】11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 市	俊 也
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 村	匡 利
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 山	直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菱洋エレクトロ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月7日

菱洋エレクトロ株式会社
取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 市	俊 也
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 村	匡 利
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中 山	直 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菱洋エレクトロ株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月9日

菱洋エレクトロ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 菅 野 博 之
社 外 監 査 役 木 村 良 二
社 外 監 査 役 秋 山 和 美
社 外 監 査 役 大 井 素 美

以 上

(ご参考) 監査役会の監査報告書受領後に生じた当社及び企業集団に関する重要な後発事象

(株式会社リョーサン株式の追加取得による持分法適用関連会社化)

当社は、2023年3月9日開催の取締役会において、株式会社リョーサンの株式の一部を追加取得し持分法適用関連会社とすることについて決議し、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行との間で株式譲渡契約を締結しております。当該株式譲渡契約に基づき、当社は2023年3月10日に以下のとおり同社の株式を追加取得いたしました。

取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 取得前の所有株式数	4,384,700株	(議決権の数	43,847個)
		(議決権所有割合	18.71%) ※
(2) 取得株式数	321,000株	(議決権の数	3,210個)
		(議決権所有割合	1.37%) ※
(3) 取得価額	1,000百万円		
(4) 取得後の所有株式数	4,705,700株	(議決権の数	47,057個)
		(議決権所有割合	20.08%) ※

※2023年3月10日現在の比率となります。